

2016年8月7日

大阪市内 居宅介護支援事業所 御中

大阪社会保障推進協議会

社保協大阪市内ブロック

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

「要支援の利用者の主治医意見書の自立度調査」についてのお願い

大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)はこの間、来年4月からのお市の「介護予防・日常生活支援総合事業」に対してさまざまな取り組みを行ってきました。

お市では要支援者のホームヘルプサービスを、無資格者でも可能とし、報酬を25%も下げる案(基準緩和型サービス)が示されています。

さらに、お市は「訪問介護員による現行相当サービス利用」については、新総合事業移行前に既に介護予防訪問介護を利用している人は「現行相当サービス」が利用できますが、新規利用者は、主治医意見書で

①「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ(日常生活に支障のある認知症)以上

②「障害高齢者の日常生活自立度」ランクB(ベッド生活中心で車椅子利用)以上

の人でないと「現行相当サービス」は利用できないという「判定基準案」を提案しています。①②以外の方が「現行相当サービス」(訪問型)を利用するには、「お市サービス判定会議」(月1回、事務局お市高齢福祉課)の判定を受けなければなりません。

これでは、新規の利用者の大半が「基準緩和サービス」しか利用できなくなるものとなっています。

本来は、ケアマネジメントによって、一人ひとりの利用者の状態や希望を踏まえて「最適」なサービスを選択すべきものであるにも関わらず、このような機械的・一律的なやり方で線引きをして、現行相当サービスから排除するやり方は他に例を見ません。利用者のサービス選択権とケアマネジャーの専門性を否定する暴挙と言わざるを得ません。

大阪社保協では、お市に対しこの「判定基準案」を撤回させるため、実際に要支援者でどのくらいの方がそうした対象になるのかを知るために介護予防プランの対象者の自立度調査を緊急に実施することといたしました。お市内の居宅介護支援事業所のみなさん、ぜひご協力ください。

なお、大阪社保協では、お市とこの新総合事業についての交渉を申し入れています。現時点では、8月29日、もしくは31日に開催の方向です。この交渉日程・場所について知りたい方はアンケート巻末に案内を送信するfax番号をおいれください。

.....

【調査方法】

①対象 予防プランを担当し主治医意見書情報を入手している利用者

②調査方法(別紙 調査票)

要支援1 2 の内訳

主治医意見書 記載内容で 2016年7月現在の利用者数をカウント

③締切 別紙表に記載し、8月25日までに大阪社保協 fax06-6357-0846 に送信ください。

要支援の利用者の主治医意見書の自立度 調査票

○2016年7月現在の利用者数 ()人 要支援1 ()人 要支援2 ()人

○主治医意見書の記載内容

認知症自立度

	人数
自立	
I	
II a	
II b	
III a	
III b	
IV	
V	
合計	

障害自立度

	人数	比率
自立		
J1		
J2		
A1		
A2		
B1		
B2		
C1		
C2		
合計		

○大阪市の「判定基準」についてご意見があればお書きください。

○大阪市との交渉・懇談日時場所の案内の送付を希望される場合

Fax 番号

☆ありがとうございました。大阪社保協 fax06-6357-0846 宛 8月25日までにお送りください。